

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうるものであり、特定の子どもの問題ではなく、どの児童も被害者、加害者になり得る可能性がある。児童、保護者、地域、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、児童一人ひとりが「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校の現実のため、文部科学省及び横浜市基本方針を受け「いじめ防止対策推進法」をもとに神奈川小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

管理職・教務主任・主幹教諭・児童支援専任教諭・学年代表・養護教諭・必要に応じて外部専門機関で構成することとする。

(2) 委員会の運営と活動内容

学校運営機構・運営A（児童指導）を中心として月に1回定期的に「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。この委員会では、いじめをはじめとする各学年の諸問題を周知し、学年研で全職員に情報を周知できるようにしている。「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関わる。また、いじめの疑いがある事案を認知した段階で、随時委員会を設定し、解決に向けての方針を立て、関係児童に指導を行う。

3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処等について

(1) いじめの未然防止

児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援する。すべての教育活動に、一人ひとりが大切にされている意識をもたせる。

(2) いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。Y-Pアセスメントシート及び「子どもの社会的横浜プログラム」を活用し、積極的かつ計画的に児童指導・学級経営を行う。定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、インターネット上で行われるいじめに対しては、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、会議録の作成を行う。児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援をする。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 特に配慮が必要な児童について

いじめは、どの子どもにも起こりうる可能性があり、下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む障害のある児童

イ 海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

エ 東日本大震災等により被災した児童又は、原子力発電所事故により避難している児童

(6) 取組の年間計画

早期発見に向けての主な活動内容		
4月	○問題行動調査	
5月	○いじめに対する基本方針やいじめ防止対策委員会についての周知	
6月	○浦島丘中学校区地区懇談会 ○人権目標を学級ごとの標語の作成・掲示 ○Y P：学校生活についてのアンケート ※個人面談でY Pアンケートの結果や個人票を活用する。	・実態把握 ・小中連携 ・実態把握
7月	○Y P アセスメントシートの研修	
11月	○Y P：学校生活についてのアンケート ※個人面談でY Pアンケートの結果や個人票を活用する。	・実態把握 ・課題と成果の洗い出し ・学級づくりの見直し
12月上旬	○学校評価：学校生活アンケート ○いじめ解決一斉キャンペーンアンケート(委員会作成) ○人権週間→人権についての授業	・実態把握 ・具体的な対応策の検討 ・課題と成果の洗い出し
年間	学校いじめ防止対策委員会(毎月、随時) 職員会議(毎月)	

(7) 学校運営協議会の活用

「学校運営協議会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区の学校・家庭・地域連絡協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の捉え

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」をもとに、以下のような事案を重大事態と想定する。

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、年間30日以上学校を欠席することを余儀なくされている場合

※ただし、日数だけでなく、児童の状況や個々のケースを総合的に判断する必要がある。

(2) 重大事態の報告

上記により、重大事態に該当すると判断した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告する。

5 重大事態への対処

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。(P D C Aサイクル) 必要がある場合は、横浜市基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。